

就学援助制度のお知らせ

大府市より、就学援助についてのお知らせです。

大府市では、お子さんを小・中学校へ通学させるうえで、経済的に困りの保護者の方に対して、学用品費・学校給食費等を援助する事業を行っています。

援助を受けることができる方

次の基準のいずれかに該当する方で、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

- ① 市民税の非課税、または減免世帯
- ② 個人事業税、または固定資産税の減免世帯
- ③ 国民年金の掛け金、または国民健康保険税の減免、もしくは徴収の猶予世帯
- ④ 児童扶養手当の受給世帯(児童手当とは異なります)
- ⑤ 生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けた方
- ⑥ 世帯更生貸付を受けた方
- ⑦ 失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ⑧ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
- ⑨ その他(上記以外の場合)

※この制度についてのお問合せは教育委員会学校教育課(Tel. 46-3332)まで